



平成31年度 就学援助のお知らせ

前年度就学援助を受けていた方でも、継続して就学援助を希望される方は毎年申請が必要です

うるま市では、経済的な理由によって就学困難と認められるご家庭に学用品費等の一部を援助する就学援助制度を実施しています。援助を希望される方は、学校事務室または教育委員会学務課までお声かけください。

1. 援助対象となる方

うるま市に住所を有する保護者で児童生徒がうるま市立または県立の中学校に在学している方、または区域外就学でうるま市立の小中学校に在学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する世帯。

	要件	申請に必要な書類
①	現在、生活保護を受給中の世帯	
②	生活保護の停止または廃止された世帯	
③	市民税所得割が非課税または減免をうけている世帯	
④	児童扶養手当の全額支給をうけている世帯	児童扶養手当受給者証(写し) *申請時点で有効期限内の証書であること
⑤	国民年金掛金の全額免除をうけている世帯	国民年金保険料全額免除承認通知書(写し) *申請時点で全額の免除をうけていること
⑥	国民健康保険料の減免をうけている世帯	減免決定通知書(写し) *申請時点で減免をうけていること
⑦	年度途中の転入において、前住所地で就学援助を受けていた世帯(※世帯構成に変更がない場合)	就学援助決定通知書等の写し
⑧	生活保護受給世帯に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる世帯(下表参照)	

【就学援助認定基準の目安額(うるま市の例)】

世帯人数	家族構成	世帯の総収入額
2人	親1人、小学生1人の場合	197万円
3人	親1人、中学生1人、小学生1人の場合	285万円
4人	両親、中学生1人、小学生1人の場合	326万円



★世帯全員の総収入額が対象となります。(単身赴任等で別の場所に居住している保護者も対象です。)ここでいう収入とは、「総収入額」=「所得控除前の金額」(手取りの金額ではありません)上記収入額はおおよその目安です。基準となる金額は、世帯構成や家族の年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請してください。

※上記①～⑧に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方は認定される場合がありますので、ご相談ください。

2. 申請期間・申請方法

新小学1年生及び中学1年生、市外からの転入生 以外の4月受付分からは追加申請となります。

○当初申請 (4月10日～4月30日まで受付) 土日祝祭日は除きます。

学校事務室または学務課窓口にて申請用紙を受け取り(ホームページよりダウンロード可)、必要事項を記入し、必要書類(詳しくは裏面)を用意してください。その後、指定の期限までに学校事務室へ提出してください。

※当初申請の場合、4月1日決定となります。

○追加申請 (5月1日～12月20日まで随時受付) 土日祝祭日は除きます。

当初申請と同様、申請用紙へ記入後、必要書類を用意し、学校事務室へ提出してください。

※5月1日以降の申請は、翌月1日決定となります。

★兄弟姉妹の場合でも、それぞれの申請書類を提出してください。(兄弟姉妹のうち、一人が認定されても、他の兄弟姉妹が自動的に認定されるわけではないため。)

★申請書の受理後に受領書を発行します。

受領書は、決定通知が届くまで必ず保管をお願いします。


★審査結果の送付時期については、受領書(申請書類と一緒に配布)に記載されています。ご確認ください。

★申請書の提出は、保護者の方にて行っていただきますようお願いいたします。

【裏面あり】

3. 申請に必要な書類

- ①申請書(学校事務室または学務課窓口にて受取、ホームページよりダウンロード可)
 - ②委任状及び口座振替依頼書(学校事務室または学務課窓口にて受取、ホームページよりダウンロード可)
 - ③振込先通帳の写し(※金融機関、支店、口座番号、口座名義人の確認ができる通帳見開きのページ)
 - ④マイナンバーの確認に関する書類(申請者本人分…詳しくは申請書をご確認ください。)
- ただし、窓口にて申請書を記入する場合は世帯全員分のマイナンバーがわかるものをご持参ください。
- ⑤受領書(学校事務室または学務課窓口にて受取、ホームページよりダウンロード可)

必ず提出する書類 

⑥その他 要件により添付が必要となる書類(詳しくは申請書をご確認ください。)

1月1日時点、うるま市外に居住していた方については、前住所地からの所得課税証明書を添付してください(下記★印参照)

～児童生徒が市外の小中学校へ在学している場合に必要となる書類～

⑦在学証明書(通学している学校より発行してもらう)

★未申告により収入(所得)状況が確認できない場合は審査できません。申告は必ず済ませておくようお願いいたします。

婚姻継続している別居中の配偶者についても審査の対象となります。

★上記書類以外にも、その他内容の確認や各種証明書等、追加書類の提出をお願いする場合があります。

★虚偽の申請があった場合は、支給金を返還していただく場合があります。

★申請内容に疑義がある場合は、随時、必要な調査を行います。

★審査の際は次の内容で確認を行います。

5月までに申請の方 → 平成30年度(平成29年中分) 収入にて審査

6月以降申請の方 → 平成31年度(平成30年中分) 収入にて審査



4. 提出先

通学している小中学校事務室(保護者が直接提出し、受領書を受け取るようお願いいたします。)

5. 援助の内容(4月認定の年額)

(追加認定の場合は、支給される金額が異なります。)

	学用品費	新入学用品費 (新入学用品準備金)	修学旅行費	給食費	医療費	通学用品費	校外活動費
小学校	¥11,420	¥40,600 (注1)	(上限) ¥16,000 *実費支給	¥49,500 (注2)	医療券 発行 (注2)	¥2,230	(上限) ¥1,550 *実費支給
中学校	¥22,320	¥47,400 (注1)	(上限) ¥70,000 *実費支給	¥55,000 (注2)		¥2,230	(上限) ¥2,240 *実費支給

(注1)新入学用品費…入学前に新入学用品準備金(入学前支給)を受けていない場合に限りです。

(注2)給食費…給食費に関するお問い合わせは、学校または給食センター(☎ 973-1111)までお願いします。

(注3)医療費…学校保健安全法で指定された学校病(中耳炎・結膜炎・むし菌等)が対象です。

★医療券の利用は発行月からとなります。

★生活保護世帯は修学旅行費と医療費のみが対象

★区域外就学(市内小中学校)は給食費・医療費のみが対象

★区域外就学(市外小中学校)は学用品費・新入学用品費・修学旅行費・通学用品費・校外活動費が対象

★県立中学校は給食費と医療費については対象外(給食費・医療費については学校へ問い合わせください。)

県立中学校へ在学している生徒の保護者の方は、沖縄県とうるま市の両方へ申請が必要となりますので、ご注意ください。(県立中学校の就学援助申請は学務課へお問い合わせください。)

6. 生活保護受給中の方について

生活保護を受けている方は2020年3月末日まで就学援助の受付を行っています。

以下の書類を学校事務室まで提出ください。

- ①申請書(学校事務室または学務課窓口にて受取、ホームページよりダウンロード可)
 - ②委任状及び口座振替依頼書(学校事務室または学務課窓口にて受取、ホームページよりダウンロード可)
 - ③振込先通帳の写し(※金融機関、支店、口座番号、口座名義人の確認ができる通帳見開きのページ)
 - ④マイナンバーの確認に関する書類(申請者本人分…詳しくは申請書をご確認ください。)
- ただし、窓口にて申請書を記入する場合は世帯全員分のマイナンバーがわかるものをご持参ください。
- ⑤受領書

【お問い合わせ先】

各学校の事務室

